

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月7日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input checked="" type="radio"/> 知事 <input type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	京都府
3. 市区町村名	
4. 届出番号	5
5. 独自利用事務の事例番号	31-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.pref.kyoto.jp/somucho/bangoseido/mvnumber.html

執行機関名 京都府知事

地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(法定事務に係るものを除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	京都府府営住宅条例(昭和42年京都府条例第10号)第2条第1号イに規定する準公営住宅の管理に関する事務(以下「準府営住宅管理事務」という。)であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	19	
③番号法別表第2の項	31	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例別表第1 第4の項 京都府府営住宅条例(昭和42年京都府条例第10号)第2条第1号イに規定する準公営住宅の管理に関する事務(以下「準府営住宅管理事務」という。)であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	公営住宅法第1条	京都府府営住宅条例第2条第1号イ
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。	特定公共賃貸府営住宅としての用途を廃止した住宅及びその附帯施設で、公営住宅に準じる住宅及びその附帯施設として低額所得者に賃貸するためのもの
⑦独自利用事務の関連規範		京都府府営住宅条例(昭和42年条例第10号) 京都府府営住宅条例施行規則(昭和42年規則第13号)